

# 「北海道産業振興条例(通称)」について

## 1 条例の目的

この条例は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力強化に関し、道の責務及び事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を一体的かつ相乗的に推進しもって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資する。

## 2 条例の点検

条例附則第5において、「社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととしており、H28年度に検討を実施。

### (1) 商工業振興審議会及び北海道産業振興条例あり方検討部会における検討

- |         |       |                                 |
|---------|-------|---------------------------------|
| H 2 8 年 | 7 月   | 北海道商工業振興審議会(北海道産業振興条例あり方検討部会設置) |
|         | 1 2 月 | 北海道商工業振興審議会(「あり方検討部会」開催結果報告)    |
| H 2 8 年 | 8 月   | 北海道産業振興条例あり方検討部会開催(課題抽出)        |
|         | 1 0 月 | 北海道産業振興条例あり方検討部会開催(意見聴取)        |
|         | 1 1 月 | 北海道産業振興条例あり方検討部会開催(意見聴取)        |

### (2) あり方検討部会による報告内容

#### ア 条例の改正について

条例制定の趣旨及び基本的施策は、現在の社会経済情勢においても、なお有効かつ適切と考えていることから、条例本文の改正は行わない。

#### イ 条例に基づく助成措置の見直し

企業立地の促進と中小企業の競争力強化を一体的・相乗的に推進するため、顕在化している人手不足や縮小する道内需要といった社会経済情勢の変化を踏まえ、助成措置の見直し(スクラップ&ビルド)を検討する。

#### ○ 条例施行規則の改正

##### <企業立地促進費補助金>

- ・増設の雇用増に係る補助要件の緩和
- ・本社機能移転事業における助成内容等の拡充

##### <中小企業競争力強化促進事業費補助金>

- ・人材確保に資する支援策
- ・省力化・生産性向上に資する支援策(研究開発・設備等導入)
- ・産業人材育成支援事業における補助対象経費拡大(幅広い研修等)
- ・市場対応型製品開発事業等における補助対象経費拡大(製造に係る機械装置費、直接人件費)
- ・マーケティング支援事業における補助対象経費拡大(海外展開支援のための通訳費等)
- ・補助率や補助上限額

#### ○ 要綱・運用による改善

##### <企業立地促進費補助金>

- ・福利厚生施設の対象の拡充

##### <中小企業競争力強化促進事業費補助金>

- ・利用条件の緩和(アドバイザー等招へい、産業人材育成支援事業)
- ・金融機関、産業支援機関、商工会議所等と連携した事業周知の強化
- ・計画的・効果的な公募時期の設定

#### ○ 平成29年度中の実施に向けて、庁内での検討を進める。

○ ただし、「中小企業競争力強化促進事業」は、平成30年度に終了する「北海道中小企業応援ファンド」を活用して実施している事業があるため、ファンドの存廃と一体的に、あり方を検討する必要があり、庁内整理を行ったうえで、対応時期を設定。

### 3 助成制度の見直し概要

#### (1) 企業立地の促進

社会経済情勢の変化を踏まえ支援の拡充により立地を促進するため、次のとおり改正。

- ア 本社機能移転事業の支援の拡充
  - ・本社機能移転の道内各地域への移転を促進するため、賃料助成の期間を延長
  - ・札幌市以外に立地する場合は、雇用増の要件を緩和
- イ 企業立地促進法の改正（地域未来投資促進法の制定）に伴う支援拡充
  - ・地域未来投資促進法に基づく基本計画の対象地域を助成対象とする
  - ・地域未来投資促進法の趣旨を踏まえ成長産業分野を対象業種に追加
- ウ 助成要件の緩和
  - ・複合的施設における雇用増に係る補助要件の緩和
- エ 福利厚生施設の対象の拡充
  - ・保育・託児施設の対象化

#### (2) 中小企業の競争力の強化

本年8月に現行の中小企業応援ファンドが終了し、後継ファンドを組成予定であることを受け、中小企業の競争力の強化をきめ細やかに支援するため、支援メニューを再構築し、次のとおり改正。

- ア 人材確保に資する支援策の実施
  - ・産業人材育成支援事業を、産業人材育成・確保支援事業に変更。  
人材確保に向け、テレワークを導入するために必要な経費に対する助成を追加。
- イ 省力化・生産性の向上に資する支援の弾力化
  - ・省力化・生産性向上に資する製品開発を促進するため、産学連携等研究開発支援事業を市場対応型製品開発支援事業に統合して、製品開発への支援を弾力化
- ウ 利用要件の緩和
  - ・アドバイザー等招へい支援事業をコンサルティング等招へい支援事業に変更、指導日数の下限撤廃
  - ・産業人材育成支援事業の従業員派遣日数の下限撤廃
  - ・産業人材育成支援事業の対象研修の拡大

### 4 改正経緯

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| H 2 9 年 1 2 月     | 中小企業応援ファンドの後継ファンド組成決定 |
| H 3 0 年 2 月       | 規則改正案 パブリックコメント       |
| H 3 0 年 3 月       | 規則改正案 経済委員会報告         |
| H 3 0 年 3 月 3 0 日 | 改正規則公布（4月1日施行）        |